

## 無視できない インフレの脅威

ファイナンシャルプランナー  
堤 太郎



インフレと聞くと難しい経済用語と感ずるかもしれませんが、単純に“物価の上昇”と捉えるとわかりやすいかもしれません。例えば40年前の物価と今現在の物価は全く違いますね。物価は緩やかに上昇を続けています。では具体的にどの程度上昇しているのでしょうか。今回は特にインフレが激しいと言われる大学進学費用について調べてみました。

教育資金の中で最も負担が大きいとされる大学進学費用。お子様の為の学資積み立てをされている方も多いのではないのでしょうか。大学への進学率も年々上昇し、2017年度では全体の約60%が大学へ進学しています。(文部科学省「学校基本調査」による)では具体的にどの程度のインフレが起きているのか、私が生まれた昭和55年度の授業料と比較してみたいと思います。

### 昭和55年

国立大学：180,000円(年間)  
私立大学：約360,000円(年間)

### 平成28年

国立大学：538,000円(年間)  
私立大学：約880,000円(年間)

※数値はいずれも文部科学省ホームページ「学生納付金調査」「国立大学と私立大学の授業料の推移」より引用

昔も今も国立大学の授業料が安いことには変わりはありませんが、国立、私立いずれも約40年で2倍～3倍超となっています。国立大学では数年ごと、私立大学では毎年授業料は上がり続けてきました。では、これから先はどうなるでしょう。断定はできませんが恐らくこの流れは変わらないと思います。

安倍晋三内閣では長らく続く不況からの脱却の為、2%のインフレを目標としています。現状は目標が達成されているわけではありませんが、この目標に向けた政策は続くでしょう。そう考えると教育資金の準備も5年、10年、15年先の上昇を念頭に置いて準備しておいた方が安心です。

これまで日本では教育資金を準備する上で“学資保険”に加入する事が一般的でした。現状でも加入している方や検討中の方も多いのではないのでしょうか。しかしマイナス金利政策の影響で学資保険や積立型生命保険の予定利率は大幅に下がりました。これから加入を検討される場合は将来起こりうる物価上昇を視野に入れ、インフレに対応できる商品選びが重要となります。

今回は教育資金を焦点にしましたが、老後資金を考える上でもインフレ率はより一層重要となります。インフレが進めば進むほど“お金”の資産価値は下がりますから。

インフレに加えて日々の暮らしに密接に関わる消費税も上昇傾向にあります。1989年竹下内閣によって導入された際は3%でしたが、段階的に引き上げられ2014年4月より

現状の8%となりました。2019年10月には10%への更なる引き上げが予定されています。今の日本の現状では増税の流れが止まるとは思えません。

勿論、大きなリスクをとる必要はありませんが、“ゼロ金利”で貯め続ける事が得策と言えるでしょうか。

貯めているだけでは資産は目減りする時代です。教育資金に限らず老後資金においても“貯める”から“殖やす”、“目減りさせない”へと意識を変えるべきタイミングかもしれません。



# 払いすぎた医療費が戻ってくる! 【高額療養費制度】

ファイナンシャルプランナー  
深川 恵理子



高額療養費制度とは、健康保険の対象になった医療費が高額になり、自己負担の限度額を超えた場合に、超えた分のお金を払い戻してもらえる心強い制度です。

1ヶ月に一定金額を自己負担しますが、その限度額は、下記の表のように年齢(70歳未満と70歳以上)と収入によって異なります。

例えば35歳で年収約400万円の人が病院の窓口で医療費30万円を払った場合は、このような金額になります。

支払額	$1,000,000 \times 3割 = 300,000$
自己負担額	$80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430$
戻ってくる額	$300,000 - 87,430 = 212,570$

医療費が100万円かかっても、87,430円の負担で済みますから、これは本当に助かりますね。

## 70歳未満の自己負担限度額(1カ月)

所得区分 (年収の目安)*	自己負担限度額	
	通常	多数該当
約1,160万円～	252,600円 (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
約770万円 ～1,160万円	167,400円 (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
約370万円 ～770万円	80,100円 (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
～約370万円	57,600円	44,400円
住民税の 非課税者等	35,400円	24,600円

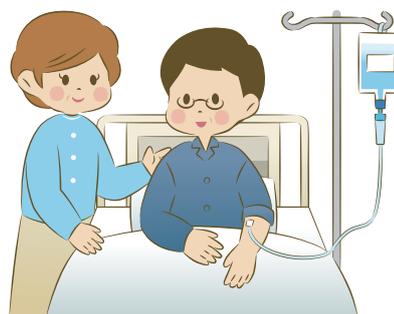
※所得区分をわかりやすくするために目安の年収を示していますが、実際は年収によって区分が分かれているわけではありません。  
また、70歳以上の自己負担限度額は、平成30年8月からの改定で一定の収入がある人については優遇がなくなり、現役世代と同じ条件になる予定です。

## ●申請のタイミングは2パターン

1. 事前に申請する方法を「限度額適用認定」といいます。医療機関窓口で負担する金額はどんなに医療費がかかっても自己負担限度額までです。上記の例でいえば、限度額適用認定の場合には、医療機関の窓口で支払うのは、87,430円だけになりますから、たくさんのお金を用意する必要がありません。

## 2. 事後に申請する方法

医療費を全額窓口で支払っておき、後日保険者に請求する方法です。払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経て行われるため、診療月から3ヵ月以上かかります。つまり立替払いをしなければなりません。上記事例でいえば、医療機関の窓



口で30万円を一旦立替払いし、後日212,570円を払い戻してもらいます。

## ●立替払いが大変な場合は…

事後の申請で高額な医療費の支払いが必要になった場合に、健康保険からお金を借りることができる「高額医療費貸付制度」もあります。加入している健康保険により違いはありますが、この制度を利用すると高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で借りることができます。詳しくは、加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

## ●健康保険が適用される費用のみが対象です。

差額ベッド代、入院中の病院の食事代、先進医療の費用、健康保険が適用されない診療費用(ex. 歯科治療の自由診療費用、美容整形費用など)、正常分娩の出産費用(帝王切開の手術費などは健康保険が適用され対象となります)は対象外です。

## ●1ヵ月単位(1日～末日)での計算になります。

例えば、4月25日～5月5日に入院した場合、10日間の合計金額が一定額を超えていても、4月、5月それぞれの医療費が超えていなければ高額療養費制度の対象にはなりません。

## ●家族の場合は、「世帯合算」ができるかも?

同じ世帯で同じ医療保険に加入しているならば、それぞれが窓口で自己負担した金額は1ヵ月単位で合算することができます。この合算額を超えた金額が高額療養費として支給されます。なお、70歳未満の方については、21,000円以上の自己負担のみ合算できます。

## ●長期の入院になった場合は?

過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、4ヵ月目にあたる月からは自己負担額がさらに軽減されます。

私たちは、「高額療養費制度」があるおかげで、安心して治療を受けることができます。

もし、身近な方の医療費が高額になるようでしたら、ぜひ教えてあげて下さいね。

## 5歳のお誕生日を迎えました

代表取締役  
神原 弘之



5年前の2013年3月19日、私の地元でもあるここ藤沢にて弊社は産声を上げました。金融再編の中、真にお客様本位でありたいという強い思いを胸に起業し、その思いに賛同してくれた仲間が集まり、こうして今も事業を営むことが出来ております。これもひとえに弊社をご支援くださるお客様、業界の垣根に捉われずお客様に寄り添った金融サービスを提供したいと志を持った従業員、弊社を応援くださる多くのお取引先様、日常を支えてくれる家族のおかげとっております。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

次は10周年に向かって。AIやFINTECといった人工知能の発展、金融行政の一元化の流れの中、この先弊社がお客様と共に歩み続ける為に、これからの時代を生き抜くために。今後はITやWEBを活用したマーケティングを整備していこうと思っております。時代は変わり、最近の若い世代の方はスマホで何かを検索する時にGoogleではなくTwitterを活用するそうです。日常でもTVを見る時間は減りYouTubeに取って変わられています。企業の情報や評判もホームページではなく、ブログや口コミで確認する時代。こうした時代の変化に少しでも遅れることがないように、弊社も取り組んで参ります。炎上し



て有名になることがないように注意しながら(笑)。どうぞご期待ください。

弊社ではホームページの他、FACEBOOK、LINE@、Instagramにアカウントがございました。それに加えてブログとTwitterをすでに追加してございます。ブログは、「みらいのお金クリニック院長ブログ」でぜひ検索ください。また、Twitterのアカウントは「@arxiaconsulting」です。ぜひフォローをお願いします。また、春以降はYouTubeもリンクしていきたいと思っております。様々な形で、皆様に少しでも有益な情報を一早くお届けできたらと思っております。今後ともご紹介の他、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

## はじめまして。

クラーク  
長谷部 真澄



2月に入社をしましたクラークの長谷部真澄です。この場をお借りして自己紹介いたします。私は、大学卒業後アパレル会社に就職し、その後は広告代理店勤務を経て、この度入社いたしました。職場が近くなったこともあり、仕事と家庭の両立ができ、家族や愛犬との時間も増えて、嬉しく思います。保険業界は初めてなので日々勉強



強ではありますが、少しでも早く皆様のお役に立てるよう頑張ります。

私の趣味は旅行です。もう1度行きたいと思う国はアメリカのグランドキャニオン。ラスベガスの中心街から車で東京～大阪間ほどの距離があります。グランドキャニオンの絶景は息を飲む美しさでした。私はどうしてもサンセットが見たかったので、あえて夕方の時間帯に行きましたが、昼間のカラッと晴れた日も素敵だと思います。柵も張られておらず、迫力満点です。ベタなところではございますが、ぜひ寄ってみてください。

温かくなり、春を感じるようになりました。愛犬との散歩が心地よく感じるこの季節は、何か新しいことをはじめる季節でもあります。ヨガやジムに行き、体を動かしたり、規則正しい食生活を心がけ、身も心も健康で、心身ともにスッキリとした人を目指したいです。これからも、どうぞよろしくお願い致します。

# 知れば知るほど! ナルホド金融経済

## 年収1000万円、損か得か?

ファイナンシャルプランナー  
松下 新



給料が上がって喜ばない人はいないと思いますが、果たしてこれからもそうでしょうか?

この記事執筆中、新年度予算を決める国会ではモリカケ問題で大揺れのため政府予算案の成立もいつのことになるかわかりませんが、仮に政府案のまま成立すると今後お給料が上がっても単純に喜べない人が出てくるかもしれません。

長い話を短く説明しますと国税庁というか政府は年収が1千万円を超える人をわざと狙い撃ちしている感があるのです。2001年以降わが国では年収が700万円超の人の所得税額が上昇し、700万円以下の人は減少しているのが顕著で、さらに年収が1000万円超1500万円以下の所得税負担額が2001年の88万8千円から2016年には107万円に跳ね上がっているのです。そして今後これは上昇し続け、オリンピックの年である2020年には年収が1000万超~1500万円の人の所得税負担は108万6千円へと上がります。不思議なもので政府による国民が嬉しくなるような経済見通しはまず当たらないものの、こうした国民負担が増える見通しや国民生活が苦しくなる見通しはよく当たるのです。

次に年収400万超~500万円の人の税負担はどうかというと逆に下がっており、上述2020年の試算でも現在とほぼ同じ金額、つまり据え置きになりそうです。これは明らかに高額所得層に厳しい税率改定となっている

わけですが、所得税でこれだけ取られ、さらに地方税で取られることを考えると本当に1000万円にお給料が上がっても手放しに喜べない人たちが現れる可能性がありますね。

国税庁の民間給与実態統計調査を基に集計したデータがあるのですが、年収を階層別にした場合、全体のわずか4.2%の人が所得税負担のほぼ50%を占めていることがわかります。つまり、給与所得者約4100万人の納税額9兆円のうち半分の4兆5千億円がわずか給与所得者全体の4.2%の年収1000万円超の人たちが負担していることとなります。

こうなるとお給料をギリギリの900万円台にしておくほうが1000万円超のお給料をもらう人よりも実質的なキャッシュフローは多くなる場合もあり本末転倒です。ドタバタ騒ぎの予算委員会ですが、今回の税制改正では年収850万円超の給与所得控除は一律で195万円、2400万円超の人の基礎控除は減らされ、2500万円超でゼロ。しっかり働いて高いお給料をもらえばもらうほど税負担が増えることになり、高所得者と低所得者の税負担格差は広がるばかりです。困ったものですね。

ではどうするか。「私のお給料を上げないでください。」などという人は出てこないでしょうし、そんなことを言う必要もありません。お給料が上がった分、自分へのご褒美として少し贅沢にするのもよいでしょう。そしてしっかり運用に回すことを検討すべきなのです。ただ貯蓄をするだけではこの低金利で税負担を賄うのは無理です。少しでも賢くお金を貯めていくことが求められているのです。



### 差出人・連絡先

#### アルシアコンサルティング株式会社

〒251-0023 神奈川県藤沢市鵜沼花沢町2-3 PHビル2階  
TEL: 0466-54-8417 <https://www.arxia.jp/>

掲載内容等に関するお問い合わせは各担当営業まで。  
禁無断転載 Copyright Two Way Communications Inc.